

2013 年 8 月

発行登録追補目論見書



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP パリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017 年 9 月 6 日満期
南アフリカ・ランド建社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017 年 9 月 6 日満期 南アフリカ・ランド建社債（以下「本社債」という。）の元本および利息は南アフリカ・ランドで支払われますので、日本円と南アフリカ・ランドの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外 26-113

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 8 月 7 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社
代表取締役CEO
(CEO and Representative Director of
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)
フィリップ・アヴリル
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 40,000,000 南アフリカ・ランド (邦貨換算額 402,400,000 円)
(ただし、邦貨換算額は、1 南アフリカ・ランド=10.06 円 (2013 年 8 月 5 日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値) で換算されている。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 8 月 16 日
効力発生日	平成 24 年 8 月 24 日
有効期限	平成 26 年 8 月 23 日
発行登録番号	24-外 26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 26-1	平成 24 年 8 月 31 日	648,900,000 円		該当事項なし
24-外 26-2	平成 24 年 8 月 31 日	5,886,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-3	平成 24 年 9 月 5 日	483,840,000 円		該当事項なし
24-外 26-4	平成 24 年 9 月 5 日	304,360,000 円		該当事項なし
24-外 26-5	平成 24 年 9 月 20 日	202,180,000 円		該当事項なし
24-外 26-6	平成 24 年 9 月 20 日	738,311,250 円		該当事項なし
24-外 26-7	平成 24 年 9 月 21 日	400,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-8	平成 24 年 9 月 21 日	240,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-9	平成 24 年 9 月 25 日	156,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-10	平成 24 年 9 月 28 日	440,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-11	平成 24 年 9 月 28 日	392,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-12	平成 24 年 9 月 28 日	1,371,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-13	平成 24 年 9 月 28 日	510,770,000 円		該当事項なし
24-外 26-14	平成 24 年 10 月 1 日	4,120,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-15	平成 24 年 10 月 3 日	182,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-16	平成 24 年 10 月 4 日	937,440,000 円		該当事項なし
24-外 26-17	平成 24 年 10 月 10 日	1,542,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-18	平成 24 年 10 月 12 日	321,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-19	平成 24 年 10 月 15 日	809,558,750 円		該当事項なし
24-外 26-20	平成 24 年 10 月 16 日	100,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-21	平成 24 年 10 月 19 日	205,600,000 円		該当事項なし
24-外 26-22	平成 24 年 10 月 19 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-23	平成 24 年 11 月 15 日	150,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-24	平成 24 年 11 月 16 日	231,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-25	平成 24 年 11 月 30 日	549,450,000 円		該当事項なし
24-外 26-26	平成 24 年 12 月 3 日	1,155,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-27	平成 24 年 12 月 3 日	430,500,000 円		該当事項なし
24-外 26-28	平成 24 年 12 月 5 日	1,656,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-29	平成 24 年 12 月 7 日	300,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-30	平成 24 年 12 月 7 日	684,664,200 円		該当事項なし

24－外 26－31	平成 24 年 12 月 10 日	299,460,000 円	該当事項なし
24－外 26－32	平成 24 年 12 月 13 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－33	平成 24 年 12 月 20 日	510,946,826 円	該当事項なし
24－外 26－34	平成 24 年 12 月 20 日	600,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－35	平成 24 年 12 月 25 日	677,245,120 円	該当事項なし
24－外 26－36	平成 24 年 12 月 28 日	1,053,990,000 円	該当事項なし
24－外 26－37	平成 24 年 12 月 28 日	4,839,680,000 円	該当事項なし
24－外 26－38	平成 24 年 12 月 28 日	322,620,000 円	該当事項なし
24－外 26－39	平成 25 年 1 月 8 日	4,800,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－40	平成 25 年 1 月 8 日	2,855,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－41	平成 25 年 1 月 8 日	200,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－42	平成 25 年 1 月 8 日	563,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－43	平成 25 年 1 月 11 日	331,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－44	平成 25 年 1 月 15 日	1,605,800,000 円	該当事項なし
24－外 26－45	平成 25 年 1 月 18 日	310,920,000 円	該当事項なし
24－外 26－46	平成 25 年 1 月 22 日	302,271,000 円	該当事項なし
24－外 26－47	平成 25 年 1 月 23 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－48	平成 25 年 1 月 31 日	1,727,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－49	平成 25 年 1 月 31 日	728,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－50	平成 25 年 1 月 31 日	365,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－51	平成 25 年 2 月 21 日	900,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－52	平成 25 年 2 月 22 日	690,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－53	平成 25 年 2 月 22 日	380,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－54	平成 25 年 3 月 29 日	820,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－55	平成 25 年 3 月 29 日	1,146,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－56	平成 25 年 3 月 29 日	864,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－57	平成 25 年 3 月 29 日	277,574,000 円	該当事項なし
24－外 26－58	平成 25 年 3 月 29 日	1,914,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－59	平成 25 年 4 月 1 日	542,300,000 円	該当事項なし
24－外 26－60	平成 25 年 4 月 4 日	527,506,800 円	該当事項なし
24－外 26－61	平成 25 年 4 月 4 日	399,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－62	平成 25 年 4 月 8 日	982,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－63	平成 25 年 4 月 10 日	804,540,000 円	該当事項なし

24－外 26－64	平成 25 年 4 月 10 日	327, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－65	平成 25 年 4 月 10 日	506, 750, 000 円	該当事項なし
24－外 26－66	平成 25 年 4 月 12 日	1, 040, 060, 000 円	該当事項なし
24－外 26－67	平成 25 年 4 月 12 日	814, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－68	平成 25 年 4 月 17 日	641, 847, 360 円	該当事項なし
24－外 26－69	平成 25 年 4 月 17 日	2, 600, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－70	平成 25 年 4 月 17 日	253, 849, 600 円	該当事項なし
24－外 26－71	平成 25 年 4 月 19 日	290, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－72	平成 25 年 4 月 19 日	480, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－73	平成 25 年 5 月 10 日	1, 040, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－74	平成 25 年 5 月 10 日	135, 200, 000 円	該当事項なし
24－外 26－75	平成 25 年 5 月 10 日	284, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－76	平成 25 年 5 月 10 日	296, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－77	平成 25 年 5 月 10 日	966, 400, 000 円	該当事項なし
24－外 26－78	平成 25 年 5 月 10 日	1, 696, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－79	平成 25 年 5 月 17 日	2, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－80	平成 25 年 5 月 17 日	820, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－81	平成 25 年 5 月 17 日	1, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－82	平成 25 年 5 月 17 日	3, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－83	平成 25 年 5 月 17 日	920, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－84	平成 25 年 5 月 21 日	534, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－85	平成 25 年 6 月 12 日	447, 900, 000 円	該当事項なし
24－外 26－86	平成 25 年 6 月 12 日	464, 400, 000 円	該当事項なし
24－外 26－87	平成 25 年 6 月 12 日	1, 935, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－88	平成 25 年 6 月 12 日	1, 590, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－89	平成 25 年 6 月 13 日	1, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－90	平成 25 年 6 月 14 日	310, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－91	平成 25 年 6 月 14 日	700, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－92	平成 25 年 6 月 20 日	161, 200, 000 円	該当事項なし
24－外 26－93	平成 25 年 6 月 20 日	800, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－94	平成 25 年 6 月 24 日	155, 190, 000 円	該当事項なし
24－外 26－95	平成 25 年 6 月 24 日	315, 200, 000 円	該当事項なし
24－外 26－96	平成 25 年 6 月 24 日	308, 400, 000 円	該当事項なし

24-外 26-97	平成 25 年 6 月 25 日	655,350,000 円	該当事項なし
24-外 26-98	平成 25 年 6 月 25 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-99	平成 25 年 6 月 26 日	4,620,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-100	平成 25 年 6 月 26 日	307,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-101	平成 25 年 6 月 26 日	295,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-102	平成 25 年 6 月 27 日	297,825,000 円	該当事項なし
24-外 26-103	平成 25 年 6 月 28 日	2,178,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-104	平成 25 年 6 月 28 日	692,100,000 円	該当事項なし
24-外 26-105	平成 25 年 6 月 28 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-106	平成 25 年 7 月 3 日	500,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-107	平成 25 年 7 月 10 日	300,930,000 円	該当事項なし
24-外 26-108	平成 25 年 8 月 7 日	83,000,000 メキシコ・ペソ (650,720,000 円) (注 1)	該当事項なし
24-外 26-109	平成 25 年 8 月 7 日	11,000,000 ブラジル・レアル (471,240,000 円) (注 2)	該当事項なし
24-外 26-110	平成 25 年 8 月 7 日	240,000,000 メキシコ・ペソ (1,881,600,000 円) (注 3)	該当事項なし
24-外 26-111	平成 25 年 8 月 7 日	158,000,000 ロシア・ルーブル (478,740,000 円) (注 4)	該当事項なし
24-外 26-112	平成 25 年 8 月 7 日	13,500,000 ブラジル・レアル (578,340,000 円) (注 5)	該当事項なし
実績合計額		104,027,969,906 円	減額総額 0 円

(注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 29 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2013 年 8 月 5 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 メキシコ・ペソ＝7.84 円の換算レートで換算されている。

(注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 30 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 8 月 5 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝42.84 円の換算レートで換算されている。

(注 3) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 30 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2013 年 8 月 5 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 メキシコ・ペソ＝7.84 円の換算レートで換算されている。

(注 4) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 30 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2013 年 8 月 5 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 ロシア・ルーブル＝3.03 円の換算レートで換算されている。

(注 5) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 9 月 6 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 8 月 5 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝42.84 円の換算レートで換算されている。

【残額】 395,972,030,094 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	2
第3【第三者割当の場合の特記事項】	18
第二部【公開買付けに関する情報】	18
第三部【参照情報】	19
第1【参照書類】	19
第2【参照書類の補完情報】	19
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	19
第四部【保証会社等の情報】	20
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	22
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	48

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017 年 9 月 6 日満期 南アフリカ・ランド建社債 (以下「本社債」という。) (注 1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	40,000,000 南アフリカ・ランド (注 2)	売出価額の総額	40,000,000 南アフリカ・ランド (注 2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 南アフリカ・ランド
償還期限	2017 年 9 月 6 日 (ロンドン時間) (注 3)		
利 率	額面金額に対して 年 6.64%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ (以下「発行会社」という。) により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービス・インクより「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・ サービスズより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の 条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注 1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 4 に記載の代理人契約に基づき、2013 年 9 月 5 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、40,000,000 南アフリカ・ランドである。本書において、「南アフリカ・ランド」および「ランド」は、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドをいう。

(注 3) 期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

(注 4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店 (以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。)、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店 (以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。) ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人 (主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。) の間で 2013 年 6 月 3 日付で締結された改訂書換代理人契約 (以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。) に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券 (以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券 (以下「包括社債券」という。) に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位 (適用ある最終条件書に規定する。)、(ii) 包括社債券との交換 (または一部交換) により発行される確定社債券、および (iii) 包括社債券を意味する。) のシリーズの 1 つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人 (以下「本社債権者」という。) および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札 (以下「利札」という。) の所持人 (以下「利札所持人」という。) は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものであ

る。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2013 年 6 月 3 日付で発行会社により発行された改訂書換約款 (Deed of Covenant) を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

（注 5）本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面 10,000 南アフリカ・ランド につき 10,000 南アフリカ・ランド	申込期間	2013 年 8 月 7 日から 2013 年 9 月 5 日まで
申込単位	10,000 南アフリカ・ランド以上 10,000 南アフリカ・ランド単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店（注）	受渡期日	2013 年 9 月 6 日 （日本時間）
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注）本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円／南アフリカ・ランド間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本社債の元本および利息は、南アフリカ・ランドにより支払われる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、南アフリカ・ランドの金利や日本円／南アフリカ・ランド間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2013 年 9 月 6 日（同日を含む。）から 2017 年 9 月 6 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 6.64 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 10,000 南アフリカ・ランドの各本社債につき、毎年 3 月 6 日および 9 月 6 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ 332.00 南アフリカ・ランドが支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、東京およびヨハネスブルグにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)（以下「TARGET2 システム」という。）が稼働している日をいう。

(b) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、0.01 南アフリカ・ランド未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、額面金額で満期償還日に償還される。

「満期償還日」とは、2017 年 9 月 6 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

(b) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、

その選択により（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

（B）本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

（c）期限前償還

上記（b）項および本要項第 6 項において、各本社債は、額面金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

（d）買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

（e）消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出

に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、東京およびヨハネスブルグにおいて、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ・エスシーエー

(BNP Paribas Securities Services S.C.A.)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9 rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに (iii) 内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従

い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

5. 課税

（a）発行会社またはその代理人により行われる本社債に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局または発行会社による本社債の元本および利息の支払に関して課税権限を有するその他の法域、行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

（b）追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるように必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

（i）その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

（ii）関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

（iii）フランス法に基づく個人への支払の場合

欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局または発行会社による本社債の元本および利息の支払に関して課税権限を有するその他の法域、行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

(d) 情報の提供

各本社債権者は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から30日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後45日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、フランスの破産法に基づく臨時の代表者（*mandataire ad hoc*）の任命を申請し、債権者との和解手続（*procédure de conciliation*）を行い、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上

の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社がその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債がすべての点（または発行日、利息発生開始日、発行価格および／またはそれに関する利息の最初の支払額および支払日を除くすべての点）において同一の権利を有し本社債との単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

(a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または 1 回以上もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

(b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ル

クセンプルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンプルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

(c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンプルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンプルクが承認する方法によって行われるものとする。

(d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンプルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更(本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（b）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第10項に従い直ちに本社債

権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i) 債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii) ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと の通知を発行会社が受けた場合、または(iii) 無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要

求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 10,000 南アフリカ・ランドの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、(i)日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに(ii)租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。)の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法 125 条 AIII に定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法 125 条 AIII に基づいて 50 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、2011 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、もはや発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法 119 条の 2 に基づいて定められる 25 パーセントまたは 50 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 50 パーセントの源泉徴収税の規定および控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本免除」という。）。2010 年 2 月 22 日付フランス税務当局の決定 (*rescrit*) 第 2010/11 (FP および FE) 号（以下「本決定」という。）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、かかる目的および効果がないとみなされ、その結果、本免除を受けることができる。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または類似の外国預託機関もしくはシステム運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関またはシステム運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、本決定に基づく本免除を受けることができ、本決定が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2012 年 1 月 1 日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2012 年 4 月 4 日付命令によれば、フランス一般租税法 238-0 条 A において参照される非協調国のリストは、本書日付現在においては、以下の国々から構成されている。

ボツワナ共和国、ブルネイ、グアテマラ共和国、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国、ニウエ島およびフィリピン共和国

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（平成 25 年法律第 5 号による改正前の租税特別措置法第 3 条の 3、平成 25 年法律第 5 号附則第 20 条、地方税法第 71 条の 5 および 6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含まれ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016 年 1 月 1 日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上 20 パーセント（15 パー

セントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) の税率となる。) の申告分離課税の対象となる (租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6)。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる (所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3))。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の税率による申告分離課税の対象となる (租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号、第 3 項)。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は原則非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の税率による申告分離課税の対象となる (租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号)。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債にかかる利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第 1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2012 年度）（自 平成 24 年 1 月 1 日 至 平成 24 年 12 月 31 日）

平成 25 年 6 月 3 日関東財務局長に提出

2【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成 25 年 8 月 6 日に関東財務局長に提出

第 2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成 25 年 8 月 7 日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第 3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成24年8月16日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成24年8月16日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成23年3月1日の募集）
券面総額または振替社債の総額：620億円

2013 年度第 2 四半期決算報告書

プレスリリース
2013 年 7 月 31 日、パリ発

依然として厳しい欧州の経済環境のなか
株主帰属純利益 **18 億ユーロ**を達成

多様化した業態および地域別構成が奏功し、底堅い営業収益

事業部門の営業収益：
12 年度第 2 四半期比安定推移

継続的なコスト削減努力に **SIMPLE & EFFICIENT** 計画の初期効果も寄与
事業部門の営業費用：**12 年度第 2 四半期比 -1.0%**

景気低迷にもかかわらずリスク費用は穏やかな水準

リスク費用：**11 億 900 万ユーロ（68 ベーシスポイント）**

盤石な財務体質

- 非常に高い自己資本比率

バーゼル **3** 基準全面適用のエクイティ **TIER 1** 比率：**10.4%**

- 即時利用可能な余剰資金は潤沢

2360 億ユーロ（13 年 6 月末現在）

- 全リテールネットワークを通じた預金の集積は高水準を維持

リテールバンキング部門の預金残高：**12 年度第 2 四半期末比 +6.4%**

依然として厳しい欧州の経済環境のなか、株主帰属純利益 18 億ユーロを達成	2
リテールバンキング事業	3
国内市場部門	3
インベストメント・ソリューションズ事業	9
コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業	10
コーポレート・センター	11
財務構造	12
グループのアクションプラン	13
連結損益計算書	16
2013 年度第 2 四半期 － コア事業部門別業績	17
2013 年度上半期 － コア事業部門別業績	18
連結四半期業績の推移	19

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2013 年 4 月 18 日に、BNP パリバは、2012 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 2 点が特に反映されています：(i) IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂は、グループの 2012 年度税引前利益に対して 7 百万ユーロの押し上げ効果をもたらし、その調整額は該当部門および業務の営業費用へ再配分されました；(ii) 一時的にコーポレート・センターで計上していた項目を、部門および業務へ配分しました。これらの修正決算報告において、2012 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2012 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2012 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独自に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2013 年 7 月 30 日に BNP パリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの 2013 年度第 2 四半期の業績が検討され、また、当上半期に関わる中間決算報告書が承認されました。

依然として厳しい欧州の経済環境のなか、株主帰属純利益 18 億ユーロを達成

欧州景気が停滞するなかにあっても、BNP パリバは 2013 年度第 2 四半期において確かな業績を収めました。

当四半期の営業収益は 99 億 1700 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 1.8%の減収となりました。当四半期の営業収益には、純額で 1 億 5000 万ユーロに上る次の 2 つの一時項目が含まれています：すなわち、Royal Park Investments の保有資産の売却による影響が 2 億 1800 万ユーロの増収要因であったのに対し、自己負債の再評価による修正額および「債務価値調整」(Debit Value Adjustment : DVA) による影響が 6800 万ユーロの減収要因となりました。多様化した業態および事業の地域別構成の恩恵を受け、事業部門の営業収益は底堅く推移し、リテールバンキング事業¹ (+1.0%²) およびインベストメント・ソリューションズ事業 (+3.1%²) は若干の増収であったのに対し、コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業 (-0.4%³) は微減となりました。

継続的なコスト抑制努力に加え「Simple & Efficient」(簡素化および効率化) 計画の初期効果のおかげで、当四半期の営業費用は前年同期比 0.7%減の 62 億 9100 万ユーロとなりました。営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革のための一時費用 7400 万ユーロの影響が含まれています。営業費用を事業部門別にみると、リテールバンキング事業¹ で 0.5%⁴ 減少、インベストメント・ソリューションズ事業では 0.2%² の微増、および CIB 事業では 1.8%² の若干の増加でした。

当四半期の営業総利益は前年同期比 3.6%減少し、36 億 2600 万ユーロとなりました。なお、事業部門合計では前年同期比 1.7%の増加を果たしました。

グループのリスク費用は、厳しい経済環境にもかかわらず穏やかな水準にとどまり、当四半期に 11 億 900 万ユーロで融資残高の 68bp に相当しました。これは 2012 年度第 2 四半期から 18bp の上昇でしたが、前年同期には CIB 事業において計上された多額の引当金戻入益が影響していました。当四半期のリスク費用は、2013 年度第 1 四半期との比較では 8bp の上昇でした。これにはとりわけ CIB 事業のアドバイザー・アンド・キャピタルマーケット業務における一時費用が影響していました (+4bp の押し上げ要因)。

営業外損益は、当四半期において 1 億 8300 万ユーロの利益となりました。これに対し、2012 年度第 2 四半期の営業外損益は 7700 万ユーロの利益でした。当四半期の営業外損益には、BNP パリバ・エジプト部門の売却に関わる 8100 万ユーロの一時的影響が含まれています。

グループの税引前利益は当四半期に 27 億ユーロとなり、前年同期比 9.6%の減益でした。当四半期における一時項目の影響は+1 億 5700 万ユーロであったのに対し、2012 年度第 2 四半期には+2 億 7100 万ユーロが計上されていました。なお、事業部門合計の税引前利益は、前年同期と比べて 3.2%の減少にとどまりました。

以上から、BNP パリバは当四半期に株主帰属純利益 17 億 6300 万ユーロを計上し、2012 年度第 2 四半期と比べて 4.7%の減益となりました。

グループは盤石なバランスシートを有しています。自己資本比率は非常に高い水準を維持しています。バーゼル 3 基準 (全面適用⁵) に基づくエクイティ Tier 1 (普通株式等 Tier 1) 比率は、当四半期末において 10.4%でした。エクイティ Tier 1 のみを対象としたバーゼル 3 全面適用のレバレッジレシオ⁵は 3.4%⁶とな

¹ フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含み、PEL/CEL の影響を除く。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

³ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ 2012 年度第 2 四半期の資産売却によるキャピタルゲインを除く。

⁴ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ「Hello bank!」プロジェクト始動にかかわる費用を除く。

⁵ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4 (CRD4) 規則を考慮し、BNP パリバがこれを適用して算定した、エクイティ Tier 1 比率。

⁶ バーゼル 3 基準全面適用によるレバレッジレシオは、当四半期末の Tier 1 資本に基づき算定すると 3.8%。

り、これは 2018 年 1 月 1 日以降に発効するレバレッジ規制が要求する 3%を既に上回っています。また、グループの即時利用可能な余剰資金は、当四半期末において 2360 億ユーロに上りました。

1 株当たり純資産額¹は当四半期に 61.6 ユーロとなり、2008 年 12 月末からの年平均成長率は 6.0%となりました。これは、BNP パリバが、景気サイクルを通して 1 株当たり純資産額を成長させる能力を有していることを証明するものです。

さらに、グループの機能のしかたを簡素化し業務効率の向上を図る意欲的な計画である Simple & Efficient については、2013 年度上半期において 3 億 3000 万ユーロに上る経常的な経費節減を達成することにより、計画の順調なスタートが確認されました。これには 2012 年末時点で予想されていた事案やプロジェクトの迅速な達成が貢献しました。グループ全体にわたり、2 千を超すプロジェクトからなる千以上の計画が立案されています。これらのうち 86%近くが既に始動しており、計画ごとに、責任者、予算、およびタイムテーブルが明確化されています。

2013 年度上半期全体で、グループは、厳しい経済環境にもかかわらず底堅い業績を収めました。営業収益は 199 億 7200 万ユーロに上り、2012 年度上半期と比べて-0.1%と、ほぼ横ばいでした。当上半期の営業収益には、+2 億 9900 万ユーロの一時項目が影響していました。対して、前年度上半期には-7 億 8800 万ユーロの一時項目が計上されていました。事業部門合計の営業収益は、当上半期に 3.1%の減収となりました。

営業費用は当上半期において 2.8%減少し 128 億 500 万ユーロとなったことを受けて、営業総利益は 71 億 6700 万ユーロに上り、前年同期比 5.3%の増益となりました。なお、事業部門合計の営業総利益は、当上半期において前年同期比 2.0%の減益でした。

リスク費用は当上半期に 20 億 8700 万ユーロとなり、前年度上半期と比べて 16.1%上昇しましたが、前年同期には CIB 事業で多額の引当金戻入益が計上されたことが影響していました。

営業利益は安定推移し、50 億 8000 万ユーロ（前年同期比 +1.5%）でした。

営業外損益は当上半期において 2 億 3500 万ユーロの利益でした。対して、前年同期の営業外損益は 19 億 2100 万ユーロの利益でしたが、これにはとりわけクレピエールに対するグループの 28.7%持分の売却により計上されたキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが貢献していました。

これらを受けて当上半期の税引前利益は 53 億 1500 万ユーロとなり、前年同期と比べて 23.3%減少しました。税引前利益に影響した一時項目は、当上半期において+1 億 5100 万ユーロであったのに対し、前年同期には+9 億 1800 万ユーロが計上されていました。

以上から、BNP パリバは当上半期において株主帰属純利益 33 億 4700 万ユーロを上げましたが、これは、クレピエールに対する持分売却益が計上された前年同期からは 29.1%の減益でした。

*
* *

リテールバンキング事業

国内市場部門

当四半期における国内市場部門の事業活動の結果、預金残高が 2012 年度第 2 四半期と比べて 6.1%増加し、また全てのネットワークで成長努力が継続されました。融資残高は、借入需要が引き続き減速したことから、

¹ 再評価を含まない。

前年同期末比で 1.7%減少しました。国内市場分門は、ベルギー、ドイツおよびフランスにおいて、新たな欧州のネット銀行として導入された“Hello bank!”（ハロー・バンク！）への協力を結集しました。

当四半期の営業収益¹は 39 億 7300 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて僅かながらも増収（+0.3%）となりました。これには、長引く低金利環境および融資の伸び悩みにもかかわらず、手数料収入の復調およびアルバルの好業績が貢献しました。このような状況を受け、国内市場部門は引き続きコスト体質の調整を図った結果、当四半期における営業費用¹は 24 億 7700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.3%² 減少しました。これにより営業収益対コスト比率は、フランス、ベルギーおよびイタリアで改善し、国内市場部門全体では 61.9%² となりました。

これらを受けて当四半期の営業総利益¹は 14 億 9600 万ユーロに上り、前年同期比 2.0%の増益となりました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益³は 9 億 8800 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 5.3%の減益となりました。従って国内市場部門は、厳しい経済環境に直面しながらも、継続的なコスト体質の調整努力が功を奏し、総じて堅調な業績を収めたといえます。

フランス国内リテールバンキング (FRB)

フランス国内リテールバンキング部門による事業活動の成果は、当四半期において再び、預金残高の着実な伸び（2012 年度第 2 四半期末比 5.9%増）に反映され、とりわけ普通預金の伸び（同 6.9%増）がこれを牽引しました。融資残高は、借入需要の低迷により前年同期末と比べて 2.7%の減少でした。中小企業（SME）に対する継続的なサポートは、2012 年 7 月に発足した“€5bn and 40,000 projects”（4 万のプロジェクトに 50 億ユーロの融資）運動が目標を上回る成果（2013 年 6 月末現在で 61,466 件のプロジェクトに対し 67 億の融資を実行）を収めただけでなく、10 か所の SME イノベーションハブの開設に表れています。そのおかげで、SME セグメントに対する融資残高は当四半期に+1.8%⁴増加しました。

当四半期の営業収益⁵は 17 億 4200 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 1.6%の減収でした。低金利環境が長引いたことと融資残高の減少とが相まって、純利息収入は 3.0%減少しました。なお、手数料収入は+0.6%と僅かに増加しました。

業務効率が引き続き改善したおかげで、営業費用⁵は 2012 年度第 2 四半期と比べて 1.9%減少しました。

当四半期の営業総利益⁵は 6 億 5500 万ユーロとなり、前年同期比 1.1%の減少でした。

リスク費用⁵は前年同期から安定推移し、融資残高の 24bp 相当で依然として低い水準にとどまりました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の当四半期の税引前利益⁶は 5 億 3600 万ユーロとなり、前年同期と比べた減益幅は 2.2%にとどまりました。これは当部門の底堅い経常的な利益獲得能力を証明するものです。

¹ フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² Hello bank! の発足費用（1600 万ユーロ）を除く。

³ PEL/CEL の影響を除く。

⁴ 出展：フランス銀行。独立系 SME 対象、年次スライド方式に基づく。

⁵ PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

⁶ PEL/CEL の影響を除く。

2013 年度上半期全体で、営業収益¹は前年同期と比べて **1.8%**の減収となりました。その背景には、長引く低金利環境と融資残高の減少を受けて純利息収入が **2.3%**減少したことに加え、手数料収入が **1.1%**減少したことがありました。業務効率の継続的な改善を受けて営業費用¹が **1.9%**減少したことにより、営業総利益¹の減少幅は **1.7%**にとどまりました。そのおかげで営業収益対コスト比率¹は若干改善し、**61.6%**となりました。リスク費用¹が低水準にとどまったことも貢献し、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益は² 当上半期に **11 億 1800 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **2.2%**の減益でした。

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) の事業活動の成果として、当四半期に預金残高が高い伸び (2012 年度第 2 四半期末比**+9.5%**) を果たしましたが、個人客および法人顧客の両セグメントで増加しました。融資残高は、法人および小規模事業者の顧客セグメントで借入需要の減速が目立ち、平均で **3.4%**減少しました。当四半期における事業活動には、CIB 事業との協働により、大企業をターゲットとした営業活動の強化が反映されていました。

当四半期の営業収益³は、2012 年度第 2 四半期と比べて**+0.4%**と僅かに増加し、**8 億 1600 万ユーロ**に上りました。純利息収入は、マージンが底堅く推移したものの融資残高が減少したことから、前年同期比 **3.6%**減少しました。手数料収入は前年同期比 **9.2%**の増加でした。これにはオフバランスの貯蓄商品が好調で、とりわけプライベート・バンキング部門が貢献しました。

業務効率の改善努力が奏功し、営業費用³は 2012 年度第 2 四半期と比べて **1.6%**減少し、**4 億 4100 万ユーロ**となりました。

当四半期の営業総利益³は **3 億 7500 万ユーロ**に上り、前年同期比 **2.7%**の増益を果たしました。

リスク費用³は、2012 年度第 2 四半期との比較で **28.3%**増加し、融資残高の **146bp** 相当となりましたが、2013 年度第 1 四半期からは安定推移しました (**-0.3%**)。

依然として厳しい経済環境のなか、BNL bc は引き続きビジネスモデルの適応に努めました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc は当四半期に **7500 万ユーロ**の税引前利益を計上しましたが、これは前年同期と比べて **41.4%**の減益でした。

2013 年度上半期全体で、営業収益³は前年同期と比べて **0.6%**の増収となりました。純利息収入が、特に融資残高縮小の影響で **2.0%**減少した一方で、手数料収入の **6.2%**増加がこれを打ち消す格好となりました。手数料収入は、とりわけ法人顧客セグメントおよびオフバランス貯蓄商品の好調に沿ったかたちで伸びました。営業費用³は 2012 年度上半期と比べて **1.6%**減少し、**2.2** ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。これを受けて営業収益対コスト比率³がさらに改善し、当上半期は **53.6%**へと低下しました。ただし、リスク費用³が前年同期比で **31.6%**増加したことから、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当上半期に **1 億 5900 万ユーロ**となり、2012 年度上半期と比べて **42.2%**の減益でした。BNL bc は当上半期においても、依然として厳しい経済環境のなかで、引き続き業務効率の改善に努めました。

¹ PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² PEL/CEL の影響を除く。

³ イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、当四半期において業績の好調を維持しました。当四半期の事業活動の結果、預金残高が 2012 年度第 2 四半期末比で 4.0%増加しましたが、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びがこれを牽引しました。融資残高は当四半期に 1.7%¹ 増加し、特に個人客への貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) への融資が底堅く推移したことが寄与しています。零細企業や SME を支援するために、当該セグメントを対象としたキャンペーンが展開され、10 億ユーロに上る資金が充当されました。

当四半期の営業収益² は 2012 年度第 2 四半期から安定推移し¹、8 億 4400 万ユーロとなりました。純利息収入は長引く低金利環境に沿うかたちで若干減少した一方で、手数料収入は、金融取引の手数料の復調とオフバランスの貯蓄商品の伸びにより増収となりました。

業務効率の改善効果により、営業費用² は 2012 年度第 2 四半期と比べて 0.6%¹ 減少し、6 億 2100 万ユーロとなった結果、営業総利益² の前年同期比 1.6%¹ 増に貢献しました。

当四半期のリスク費用² は、2012 年度第 2 四半期から安定推移し、融資残高の 20bp 相当と、依然として低い水準にとどまりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の営業外損益の影響が小さかったことも相まって、BRB の税引前利益は 1 億 6100 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.4%の減益でした。

2013 年度上半期全体で、営業収益² は+0.2%と僅かに増収となりました。純利息収入は長引く低金利環境を受けて減少したものの、オフバランス貯蓄商品の好調が手数料を増加させ、これを相殺しました。業務効率の改善効果により、営業費用が 0.5%² 減少し、0.7 ポイントの正のジョーズ効果を生み出したことから、営業収益対コスト比率² は 72.5%へと改善しました。その結果、営業総利益² は 2012 年度上半期と比べて 2.2%増加しました。リスク費用² は当上半期に 17.9%減少し、とりわけ低い水準となりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の当上半期の税引前利益は 3 億 6600 万ユーロに上り、2012 年度上半期と比べて 2.8%の増益となりました。

ルクセンブルク国内リテールバンキング：融資残高は、当四半期に、2012 年度第 2 四半期と比べて 1.4%増加しましたが、住宅ローンの高い伸びがこれを牽引しました。また、法人顧客セグメントからの旺盛な資金流入が特に貢献し、預金残高も確かな伸びを示しました (+6.0%)。当四半期において営業収益は前年同期比で若干増加した一方、営業費用の増加により、営業収益対コスト比率は 1.9 ポイント上昇しました。

個人投資家部門：当四半期において、運用資産残高は、活発な販売およびマーケティング努力のおかげで、2012 年 6 月末現在の水準と比べて 9.9%増加しました。預金残高は当四半期に、新規顧客の順調な増加に加えドイツにおける Hello bank! の発足を受けて、前年同期比 20.5%の急増を果たしました。当四半期の営業収益は、仲介業務および預金の伸びにより、前年同期と比べて増収となりました。営業費用が減少したことから、当四半期の営業総利益は大幅増となりました。

アルバル：連結ベースのリース資産残高は、当四半期に微増となりました (2012 年度第 2 四半期比 +0.4%)。営業収益は、中古車価格の上昇が牽引し、前年同期と比べて急増しました。営業費用が若干減少したことにより、営業総利益は 2012 年度第 2 四半期から大幅に増加しました。

¹ 連結範囲変更による影響を除く。

² ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

リーシング・ソリューションズ：当四半期において、リース資産残高は前年同期末比で 7.0%¹ 減少しましたが、これはノンコア資産を調整する事業適応計画に沿ったものです。ただし、取引の収益性を重視する選択的な方針のおかげで、リース資産残高の減少が当四半期の営業収益に及ぼした影響はより限定的でした。確かなコスト管理が奏功し、当四半期の営業収益対コスト比率は、前年同期から改善しました。

全体では、これら 4 つのビジネスユニットによる国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、前年同期と比べて 6.9% 増加し、2 億 1600 万ユーロに上りました。

2013 年度上半期全体で、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、これら 4 つのビジネスユニットは、総額 4 億 3400 万ユーロで国内市場部門の税引前利益に貢献しました。これは 2012 年度上半期と比べて 3.8% の増加でした。

*
* *

欧州・地中海沿岸諸国

当四半期において欧州・地中海沿岸諸国部門は、積極的な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は前年同期末比で 13.5%¹ 増加し、しかもほとんどの国で増加が確認されましたが、なかでもトルコでの伸び（+26.4%¹）が突出していました。融資残高は 8.9%¹ 増加し、とりわけトルコでの好調（+26.5%¹）がこれを牽引しました。販売およびマーケティング努力はまた、トルコにおいて CIB とインベストメント・ソリューションズの間でクロスセリングが大幅に伸びたことに加え、キャッシュマネジメント業務の商品ラインが拡充されたことに表れています。

当四半期の営業収益は 4 億 8200 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて 11.4%¹ の増収となりました。その最大の牽引役を果たしたのがトルコでの大幅増収（+27.1%¹）でした。

営業費用は、当四半期に前年同期比 3.0%¹ 増加し 3 億 3000 万ユーロとなりました。その主要因は、トルコで当四半期に 25 の支店開設があり、営業費用が 13.3%¹ 増加したことです。対して、東欧では、ポーランドおよびウクライナでの業務効率向上の取組みが奏功し、同地域の営業費用は 7.6%¹ 減少しましたが、トルコの要因がこれを打消しました。

リスク費用は当四半期に 5300 万ユーロとなり、融資残高の 83bp 相当でした。これは前年同期から 800 万ユーロの増加でしたが、前四半期からは 1800 万ユーロの減少でした。以上から、欧州・地中海沿岸諸国部門は当四半期に税引前利益 2 億 3700 万ユーロを収め、前年同期比で大幅増益となりました（BNP パリバ・エジプトの事業売却によるキャピタルゲイン 1 億 700 万ユーロ²を除いて、前年同期比+54.5%¹）。

2013 年度上半期全体で、営業収益は、トルコでの快挙（+31.6%¹）を受けて、前年同期比 13.6%¹ の増収となりました。営業費用は全体で 3.4%¹ 増加しました。うち、トルコでの 14.4%¹ の増加に対し、東欧では、ポーランドおよびウクライナでの業務効率改善策が奏功し、前年同期から減少しました。これを受けて営業収益対コスト比率は、2012 年度上半期から 6.8 ポイント¹ 低下し、68.7% へと改善しました。リスク費用が 5.4%¹ 減少し、またエジプト部門の売却による 1 億 700 万ユーロ² のキャピタルゲインのおかげで、当上半期の税引前利益は前年同期と比べて大幅増となり、3 億 3300 万ユーロに上りました。

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² とりわけコーポレート・センターに計上された為替差損-3000 万ユーロを含まない。

バンクウェスト

当四半期におけるバンクウェストの好業績は、当座預金および普通預金の確かな伸びにより、預金残高が前年同期末比 **4.4%**¹ 増加したことに表れています。融資残高は、法人顧客および **SME** セグメントへの事業投資が奏功し、企業向け貸出が高い伸び（**+10.1%**¹）を果たしたため、全体では **3.5%**¹ 増加しました。このような業務展開の好調さはまた、次の分野でも表れていました。すなわち、プライベート・バンキング部門の体制強化により、運用資産が **2013 年 6 月末現在で 60 億米ドルへと拡大しました（2012 年 6 月末と比べて +32%）**。また、モバイルバンク・サービスの成長により、利用者は現在 **187,000 人**を数えますが、これは **2013 年 3 月末から 3 割以上の増加**を意味します。

ただし、当四半期の営業収益は **5 億 5700 万ユーロ**となり、**2012 年度第 2 四半期と比べて 4.6%**¹ の減収となりました。これには、金利低下によるマイナス要因が融資の伸びによるプラス要因を上回ったことや、証券業務で債権売却によるキャピタルゲインが前年同期の水準に及ばなかったことも影響していました。

営業費用は当四半期に **3 億 4600 万ユーロ**となり、前年同期比 **3.0%**¹ 増加しました。法人および小規模事業者向け業務の拡充に加え、プライベート・バンキング業務の体制強化に要した費用が増加要因となりました。

リスク費用は当四半期に極めて低い水準にとどまり、融資残高の **11bp** 相当となりました（**2012 年度第 2 四半期から 2000 万ユーロの減少**）。

以上から、バンクウェストは当四半期において **2 億ユーロの税引前利益**を収めました、これは **2012 年度第 2 四半期と比べて 7.9%**¹ の減益となりました。

2013 年度上半期全体で、営業収益は、長引く低金利環境の影響を受けて、前年同期と比べて **3.8%**¹ の減収となりました。営業費用は、プライベート・バンキングの組織強化に加え、小規模事業者および法人顧客業務にかかわる事業投資を受けて、**2.7%**¹ 増加しました。その結果、営業収益対コスト比率は **3.9 ポイント**¹ 上昇し、**62.0%**となりました。リスク費用が当上半期に激減したため（**-51.0%**¹）、税引前利益は **3 億 9000 万ユーロ**に上り、減益幅は **2012 年度上半期と比べて 5.2%**¹にとどまりました。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門の融資残高は、**2012 年度第 2 四半期末と比べて 3.3%**¹ 減少し、**861 億ユーロ**¹となりました。消費者ローン残高の減少幅は **0.9%**¹ の微減にとどまりましたが、住宅ローン残高は、バーゼル 3 基準に向けた事業適用計画に沿ったかたちで **6.4%**¹ 減少しました。当四半期中の注目事項のうち、特に次の 2 点が挙げられます。すなわち、パーソナル・ファイナンス部門は、セテレムが提供するリボルビングクレジットの新サービスで、**Vigeo** から「フランスにおける社会的に責任ある企業」として格付けされました（なお、**Vigeo** は企業の社会的責任（CSR）を評価する独立の格付け機関）。また、中国では、消費者ローンの開発で南京銀行と提携しました。

当四半期の営業収益は、**2012 年度第 2 四半期と比べて 0.7%減少し、12 億 3500 万ユーロ**となりました。住宅ローン残高が減少するとともに、消費者ローンからの営業収益は、フランス国内でマージンや取引金額に関する規制強化の影響を受けました。ただし、ベルギー、中欧、ドイツおよびブラジルでは、営業収益が勢い付きました。

営業費用は **2012 年度第 2 四半期と比べて 6.4%減少し、5 億 5700 万ユーロ**となりました。事業適応計画の効果が発揮されたおかげで、業務提携への投資負担にもかかわらず、費用削減を果たしました。

¹連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

当四半期のリスク費用は、3 億 7800 万ユーロで前年同期から安定推移し（2012 年度第 2 四半期から+400 万ユーロの増加）、融資残高の 174bp 相当でした。

以上から、パーソナル・ファイナンス部門の税引前利益は、当四半期に 3 億 1200 万ユーロとなり（前年同期比 3.0%の増益）、当部門の確かな利益創出能力を証明しました。

2013 年度上半期全体で、営業収益は前年同期と比べて 2.5%の減収でした。これにはとりわけ、事業適用計画に沿った住宅ローン残高の縮小に加え、消費者ローン業務がフランス国内の規制によるマイナス影響を受けたことが作用していました。ただし、消費者ローンは、ベルギー、ドイツおよび中欧で、営業収益には勢いがありました。営業費用は 事業適応計画の効果が発揮されて 11.0%減少し、その結果、営業収益対コスト比率は 45.8%へと改善しました。リスク費用に関しては、2012 年度上半期には一過性の貸倒引当金戻入益が計上された反動で、当上半期には 7.7%増加しました。以上から、税引前利益は 5 億 8400 万ユーロとなり、減益幅は 0.3%の微減にとどまりました。

*
* *

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業の事業開発は、中国の生命保険事業で BNP パリバ・カードィフと北京銀行の間で 2013 年 7 月上旬に締結された合弁契約により、新たな局面を迎えました。

運用資産残高¹は 2013 年 6 月末現在で 8690 億ユーロに上り、2012 年 12 月末の水準と比べて 2.2%の減少でしたが、2012 年 6 月末との比較では横ばいでした。2013 年度上半期中の運用パフォーマンス効果（-25 億ユーロ）には、金利上昇と期末にかけて株式相場が下落したことが打撃となりました。為替変動の影響は、ユーロ高でマイナス効果（-21 億ユーロ）となりました。

2013 年度上半期において資金の純流出がおり（-123 億ユーロ）、とりわけ資産運用部門で資金がマネーマーケットファンドへと流れました。ただし、富裕層向け資産運用部門では高水準の資金流入がありました。特にアジアおよび国内市場での資金流入が旺盛で、また、フランス、イタリア、およびアジアで好業績を上げた保険事業でも資金流入がありました。

2013 年 6 月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高¹の内訳は以下のとおりです：資産運用部門は 3750 億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は 2720 億ユーロ；保険部門は 1730 億ユーロ；個人投資家部門は 370 億ユーロ；不動産管理部門は 130 億ユーロ。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に 15 億 9800 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて 2.0%の増収となりました。保険部門の営業収益は、アジアおよび中南米での保障保険の高い伸びを享受し、前年同期比 7.4%増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は 1.1%の減少でしたが、これには富裕層向け部門の運用資産残高が順調に伸びた一方で、資産運用部門の期中平均残高の減少がマイナス要因として作用しました。証券管理部門の営業収益は、長引く低金利環境にもかかわらず、取引件数の増加で 1.3%の増収となりました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は当四半期に 10 億 6400 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 0.5%減少しました。これを部門別にみると次のようになります。保険部門では、事業の成長に伴い営業費用は 5.8%増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、特に資産運用部門で事業適応計画の効果により、営業費用が 2.8%減少しました。証券管理部門では、業務効率改善策が功を奏し営業費用は 1.3%減少しました。これらの部門で全般的に、営業収益対コスト比率の改善がみられました。

¹ 外部顧客のためのアドバイザー契約資産、分配金、および個人投資家部門を含む。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業総利益は、当四半期に 5 億 3400 万ユーロに上り、前年同期と比べて 7.4%増加しました。

以上より、国内市場部門からプライベート・バンキング業務の税引前利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の純利益は 5 億 6400 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて 6.4%の堅実な増益を果たしました。

2013 年度上半期全体で、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、前年同期と比べて 2.4%の増収となりました。これを牽引したのは、保険部門における営業収益の 10.3%の伸びでした。一方、富裕層向けおよび資産運用部門においては、資産運用部門の預かり資産の期中平均残高減少に伴い、営業収益は 0.8%減少しました。また、証券管理部門の営業収益は 1.7%の減少でした。営業費用は、2012 年度上半期と比べて+0.1%と僅かな増加にとどまりました。部門別では、保険部門において、事業の成長に伴い営業費用は 7.8%増加しました。これを相殺するかたちで、富裕層向けおよび資産運用部門においては、事業適応計画の効果が資産運用部門で発揮され、営業費用は 2.7%減少しました。証券管理部門においては、業務効率改善効果で営業費用は 1.0%減少しました。これを受けて、営業収益対コスト比率は 1.5 ポイント改善し、67.0%へと低下しました。保険部門における関連会社の増益効果を楽しみ、当上半期の税引前利益は 11 億 500 万ユーロに上り、2012 年度上半期と比べて 9.4%の増益を果たしました。

*
* *

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業の営業収益は、当四半期に 21 億 400 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 2.4%¹の減収でした。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当四半期終盤にかけて（米連邦準備理事会（FRB）議長による発言などをきっかけに）金融市場で再び緊張が高まったものの、顧客業務の需要が伸びたおかげで、12 億 5700 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.1%の増収となりました。

フィクスト・インカム業務の営業収益は 8 億 200 万ユーロで、前年同期と比べて 4.3%の減収でした。金利業務は、第 2 四半期末に金利が激しく変動したことによる影響を受けた一方で、クレジット業務および為替業務は好業績を収めました。債券発行業務は好調を維持し、当ビジネスユニットの強固な地位が確認されました。すなわち、全ての国際債券発行で第 8 位にランクインするとともに、ユーロ建て全社債発行で第 1 位を堅持しました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に 4 億 5500 万ユーロとなり、前年同期と比べて +23.3%と大幅に回復しました。これにはとりわけ、取引高が拡大したことと、特に欧州およびアジアで仕組商品が好調であったことが貢献しました。当ビジネスユニットはまた、エクイティリンク債の発行でリーダー的地位を確認しました。すなわち、欧州におけるエクイティリンク債発行において、取引件数ベースでブックランナー第 1 位、取引高ベースで第 4 位にそれぞれランクインしました。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、当四半期において引き続き 2012 年度事業適応計画の影響を受けており、融資債権残高の減少（2012 年 6 月末比で -12.6%）に沿うかたちで、前年同期と比べて 10.7%¹の減収となり、8 億 4700 万ユーロでした。手数料収入は大幅増となりました（2012 年度第 2 四半期と比べて +22.1%）。当業務部門は、欧州では需要低迷で苦戦しましたが、アジアでは営業収益を伸ばし、さらに米州では回復が顕著でした。

¹ 2012 年度第 2 四半期に実施した資産処分起因する、純額で 7500 万ユーロの押し上げ効果を除く。

当業務部門は引き続き、堅調な業績を収めました。欧州におけるシンジケートローンでリードブックランナーの地位を獲得し、各主要な市場セグメントで上位に入りました。当四半期においても「オリジネート・トゥ・ディストリビュート」アプローチに基づく取引を開発し、この分野で数多くの重要な取引を実行しました。さらに、コーポレートバンキング部門は、成長分野として積極的に取り組んでいるキャッシュマネジメント業務で、新たな汎欧州マンドートを複数獲得しました。

CIB の営業費用は当四半期に 14 億 500 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて全般的に 0.1%減少しました。事業開発に関わる投資（特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務において）が負担となった一方で、Simple and Efficient 計画の効果がこれを相殺するかたちとなりました。

CIB のリスク費用は、当四半期に 2 億 600 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期の 1900 万ユーロという低水準から上昇しました。ただし、前年同期には多額の貸倒引当金戻入益が計上されたため、リスク費用は少額でした。また、当四半期のリスク費用には、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ業務で計上された 6500 万ユーロの一時項目も影響していました。コーポレートバンキング業務のリスク費用は穏やかな水準にとどまり、融資残高の 48bp 相当でした。

以上から、当四半期において CIB の税引前利益は 4 億 9700 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 38.7%の減益でした。なお、前年同期の税引前利益には、2012 年度事業適応計画の一環として売却した融資債権からのプラス影響がありました。

2013 年度上半期全体で、CIB の営業収益は、前年同期と比べて 14.7%減少し、45 億 6500 万ユーロとなりました。アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ業務では営業収益が 15.0%減少しましたが、これは、フィクストインカム業務同様、2013 年前半に市場で繰り返し緊張が高まったことによる影響を受けたものです。コーポレートバンキング業務の営業収益は、事業適応計画に基づく融資残高の縮小に沿うかたちで、14.2%減少しました。営業費用は 2012 年度上半期と比べて 9.5%減少しました。これは、特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務で事業開発に関わる投資が負担となったものの、Simple and Efficient 計画の効果がそれを上回って発揮されたことによるものです。その結果、CIB の営業収益対コスト比率は、当上半期に 65.6%になりました。リスク費用は 2 億 8600 万ユーロで、2012 年度上半期の 9700 万ユーロと比べて上昇しました。ただし、前年同期のリスク費用は、多額の貸倒引当金戻入益が計上された影響で、極めて低い水準でした。以上から、当上半期の税引前利益は 13 億 300 万ユーロとなり、2012 年度上半期と比べて 33.8%の減益でした。

*
* *

コーポレート・センター

コーポレート・センターの当四半期の営業収益は 3900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 2 億 1800 万ユーロでした。当四半期の営業収益には、自己負債の再評価に関わる修正額および「債務価値調整（Debit Value Adjustment : DVA）」による影響が-6800 万ユーロであったのに対し（前年同期は+2 億 8600 万ユーロの影響）、ロイヤルパーク・インベストメンツの資産売却に関わる 2 億 1800 万ユーロのプラス影響がありました。中央銀行預け金に関わる負担は、当四半期に投資先企業からの受取配当金により、一部相殺されました。

営業費用は当四半期に 1 億 7200 万ユーロとなり、対して前年同期は 1 億 5200 万ユーロでした。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革のための費用が含まれています。

当四半期のリスク費用は大幅に増加し、1800 万ユーロに上りました（2012 年度第 2 四半期は 200 万ユーロ）。

営業外損益は、当四半期に 2800 万ユーロの損失となりましたが、これには特に BNP パリバ・エジプトの売却に関わる為替差損 -3000 万ユーロが影響していました。なお、2012 年度第 2 四半期の営業外損益は -1700 万ユーロでしたが、これにはレーザー・ネーデルランドに関わるのれんの減損 -2700 万ユーロが特に影響していました。

以上から、コーポレート・センターの税引前損益は当四半期に 1 億 4300 万ユーロの損失となり、対して前年同期の税引前利益は 5100 万ユーロの利益でした。

2013 年度上半期全体で、コーポレート・センターの営業収益は -2400 万ユーロとなり、対して前年同期は -6 億 5300 万ユーロでした。当上半期の営業収益には、自己負債の再評価に関わる修正額および「債務価値調整」による影響が +8100 万ユーロ（前年同期は -5 億 5700 万ユーロの影響）、ロイヤルパーク・インベストメントの資産処分による売却益が 2 億 1800 万ユーロ、および中央銀行預け金の影響が含まれていました。2012 年度上半期の営業収益にはまた、カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値調整額の償却分 +3 億 2500 万ユーロに加え、ソブリン債の売却損 -2 億 3200 万ユーロが含まれていました。

コーポレート・センターの営業費用は当上半期に 4 億 4500 万ユーロとなり、前年同期の 3 億 3200 万ユーロからの増加でした。当上半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 2 億 2900 万ユーロが含まれていました。対して、前年同期の営業費用には、事業再編費用 1 億 6900 万ユーロが含まれていました。

リスク費用に関しては、当上半期は純額で +2200 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました。対して、前年同期には純額で 2700 万ユーロの貸倒引当金繰入額が計上されましたが、これにはギリシャ国債の債務交換に関わる影響額の残部が含まれていました。

当上半期の営業外損益は 8400 万ユーロの損失となりました。対して、前年同期の営業外損益は 17 億 3500 万ユーロの利益でしたが、これにはクレピエールに対する 28.7%持分を売却したことによるキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが特に影響していました。

税引前損益は当上半期に -5 億 3100 万ユーロの損失となりましたが、対して、前年同期は 7 億 2300 万ユーロの利益でした。

*
* *

財務構造

グループは盤石なバランスシートを有しています。

2013 年 6 月末現在、バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率¹は 10.4%となり、2013 年 3 月末と比べて 40bp の改善でした。これには次の要素が考慮されています：従来の² 配当性向を踏襲すると仮定した第 2 四半期の純利益による貢献（+20bp）、およびリスク加重資産の削減による効果（+20bp）。これは、新たな規制環境における、グループの非常に高い自己資本比率を明らかにするものです。

バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ¹は、エクイティ Tier 1 のみに基づき算定すると、2013 年 6 月末現在で 3.4%でした。これは、2018 年 1 月 1 日以降、規則上要求される、Tier 1 資本³に基づき算定される 3%を既に上回っていることを意味します。

グループの即時利用可能な余剰資金は当四半期末現在で 2360 億ユーロに上りました（対して、2013 年 3 月末現在では 2310 億ユーロ）。これは短期ホールセール資金の 145%に相当し、また、1 年以上、資金に余裕ができることを意味します。

¹ 経過措置なしで全ての CRD4（資本要求指令 4）規則を BNP パリバが適用した結果であり、CRD4 の指令内容は一部解釈に依存するところがある。

² 配当性向は 2012 年度実績の 29.7%を維持するとの仮定に基づく。

³ Tier 1 資本に基づき算定されたグループのレバレッジレシオは 3.8%。

グループのアクションプラン

グループは現在、2014-2016 年度事業開発計画を策定中であり、2014 年初頭には総合的なプレゼンテーションとして発表する予定です。

同計画の初期段階を構成する **Simple & Efficient** は、グループ組織の機能のしかたを簡素化するとともに業務効率を向上させるための意欲的な取組みですが、2 つの特定分野の事業開発計画（アジアパシフィック事業開発計画、および **Hello bank!**）とともに、既に進行中です。

2014-2016 年度事業開発計画に向けた準備は順調に進んでおり、当四半期には新たに 2 つの分野（資産運用事業、およびドイツ）に関する事業開発計画が発表されました。

資産運用事業：グループの戦略的事業

資産運用は、次の 3 つの根本的理由から、グループにとって戦略的な事業です：1) 機関投資家の顧客にとって極めて重要な事業であること、2) グループの顧客の資産運用を担っていること、3) 資産運用事業は株主資本利益率に重要な貢献を果たすこと。

グループの資産運用部門は、40 カ国にわたり 3,200 名の従業員を擁しており、グローバルリーチを確立しています。同部門の運用資産残高は、2013 年 6 月末現在で 3750 億ユーロに上りました。

当ビジネスユニットは、機関投資家セグメントでは既に主要プレーヤーの地位を確立しており、欧州では 7 位にランクインしています。当ビジネスユニットの資産運用能力は、欧州株やアジアの債券など様々な領域において、主力コンサルティング会社や業界紙によって高い評価を受けています。

当ビジネスユニットは、個人投資家セグメントおよびプライベート・バンキング分野において強固な地位を確立しています。販売活動は、4 つの国内市場にわたるネットワークを活用し（1500 万人の強固な顧客基盤を背景に商品を提供）、また、大手グローバル販売業者への太いパイプを有しています。

さらに、資産運用部門は、エマージング市場において強固な組織を築いており、17 の国で拠点を展開しながら 500 億ユーロ相当の資産を配分しています。また、韓国の新韓や中国の HFT をはじめとする、現地企業との提携でプレゼンスを強化しています。

当ビジネスユニットの事業開発において、以下の 3 つの優先分野があります。

機関投資家の顧客層に関しては、グループの最も得意な分野について国際的な主力コンサルティング会社による評価を高めることに加え、新たな運用マンドートを獲得して運用資産を拡大させることを目標とします。グループは、ローンや CLO（ローン担保証券）をはじめとする新たな分野でノウハウを開発し、欧州株の商品ラインの開発を加速化させ、保険会社や年金基金のニーズに沿ったソリューションを導入し、さらに、これらの厳しい顧客の要望に応えるために、可能な限り最高のサービス水準を確保するための投資を選択的に行います。

アジアパシフィックおよびエマージング市場においては、高成長が見込める市場で運用資産の拡大を目指すとともに、グローバル規模でクロスセリングを高めていきます。また、グループは、重要な市場（中国、ブラジル、韓国、およびインドネシア）でその地位を確固たるものにし、個人客へのアクセスを得るために地域・現地市場でのノウハウを高めるとともに、現地企業とのパートナーシップを構築します。

リテールバンキングおよびプライベート・バンキングの顧客層に関しては、欧州大陸で上位 3 位に入る規模の販売プラットフォームを構築することが目標です。これに向けて、銀行または販売ネットワークとのパー

トナーシップを築き、個人客へのソリューション提供を拡充し、さらに、ビジネスプロセスを大規模化します。

グループの目標は、この高収益のコア事業で、**2016** 年度までに営業収益を **10%**増加させるとともに、運用資産を拡大させることです。そこで、グループは、機関投資家セグメント、アジアパシフィック、およびエマージング市場を柱とする付加価値の高いセグメントで、**2016** 年度までに、**400** 億ユーロの純資金流入を目標に、資金流入を一気に増やす計画を立てています。これに向けて、グループは選択的に事業投資を行います、特に機関投資家セグメントに注目しています。

ドイツ：欧州における事業展開のターゲット市場

ドイツでは、**12** の事業を展開し約 **3,500** 名の従業員を擁してあらゆる顧客セグメントに対応しており、既存の組織で将来の発展を築くための強い立場にあります。

リテールバンキング業務において、グループは、以下の特殊な分野で強力なリテールフランチャイズを有しています：コータル・コンソールは、オンライン投資アドバイスサービスにおけるリーダー的存在です；パーソナル・ファイナンスは、店頭窓口の消費者ローンで第 **3** 位にランクインしています；リーシング・ソリューションズは、農機具リースで第 **1** 位に上るとともに、ベンダープログラムで主要な地位にあります。コーポレートバンキング・投資銀行業務では、**BNP** パリバは、大企業および機関投資家の顧客の間で主要な地位にあり、また、**6** つの地域ビジネスセンターからなるネットワークを有しています。かかるネットワークは、グループが開発した“**One bank for Corporates**”アプローチの一部を構成しています。さらに、インベストメント・ソリューションズは業界で主要な地位を有しています：証券管理部門はカストディ業務で第 **1** 位の銀行となっており、不動産管理部門は商業不動産の取引（企業間取引）で第 **1** 位に上り、さらに、カーディフは信用保証において主要プレーヤーとなっています。

ドイツでの事業開発計画は、全てのセグメントにわたりクロスセリングを醸成する総合的な成長計画です。

グループの目標は、**Hello bank!** を通じて個人預金を大幅に増やすとともに、**2017** 年度までにおよそ **110** 万人の顧客と個人預金市場の **1%**シェアを獲得するために、コータル・コンソールをネット銀行として発展させることです。

グループは同時に、**2018** 年度までに大企業および中堅企業の市場セグメントで上位 **5** 位以内に入るべく、融資残高を拡大させ、当該セグメントにおける地位を強化します。グループのグローバルリーチおよび多様な分野でのノウハウを活用することにより、大企業との関係を深めるとともに、輸出セクターの中堅企業にも顧客層を広げていきます。また、リースおよびファクタリングでも顧客基盤の拡大に努めます。リースでは、**2016** 年度までに **30** 億ユーロのリース資産残高を目標としており、これは **2012** 年度の水準と比べて **+50%**の増加を意味します。ファクタリングでは、**2016** 年度までに **6%** の市場シェアを目指しており、これは **2012** 年度のおよそ **2** 倍に当たります。

特殊な業務分野で強固な地位を確立するためのペースの加速化も計画されています。不動産管理業務および証券管理業務におけるリーダー的地位をさらに強化します（コメルツ銀行のカストディ部門買収に関わる**2013** 年 **7** 月 **25** 日の発表を参照）。**BNP** パリバ・カーディフの市場地位を高めるために多様な販売チャネルを開発し、また、特にリテールおよび自動車分野でパーソナル・ファイナンスとの連携を発展させます。

グループは **2016** 年度までに、ドイツでの営業収益を **15** 億ユーロに伸ばすことを目標として掲げています。これは約 **8%**の年平均成長率を意味します。同時に、ドイツ国外で事業を展開するドイツの大企業との取引を通じて、営業収益の増大を図ります¹。

これに向けて、グループはドイツでの組織の拡充を予定しています。すなわち、今後 **3** 年以内にスタッフを **500** 人以上増員するとともに、例えば『**BNP Paribas Houses**（**BNP** パリバ・ハウス）』を発足させて、業

¹ 当該営業収益は、前述の **15** 億ユーロ目標に含まれない。

務効率と存在感を高めていきます。また、事業および顧客基盤の成長に伴い、グループのドイツ市場へのコミットメントが著しく高まると予想しています。

これら一連の努力の目的は、欧州でのグループの成長にとってのターゲット市場において、長期的なフランチャイズを構築することです。

*
* *

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「BNP パリバ・グループは、当四半期に 18 億ユーロの純利益を上げました。

当四半期の業績は、欧州における底堅い営業収益や、高成長市場における活発な営業努力、また **Simple & Efficient** の初期効果が発揮され業務効率の改善が進んだこと、さらには、厳しい経済環境にもかかわらずリスク費用が穏やかな水準に抑えられたことによって達成されました。

BNP パリバは、極めて高い自己資本比率と潤沢な余剰資金に支えられた、盤石なバランスシートを有しています。

2014-2016 年度事業開発計画の準備を順調に進めるとともに、BNP パリバ・グループは、今後も世界各国の顧客へのサービス提供に全力を尽くします。」

連結損益計算書

	2Q13	2Q12	2Q13 / 2Q12	1Q13	2Q13/ 1Q13	1H13	1H12	1H13 / 1H12
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	9,917	10,098	-1.8%	10,055	-1.4%	19,972	19,984	-0.1%
営業費用および減価償却費	-6,291	-6,335	-0.7%	-6,514	-3.4%	-12,805	-13,180	-2.8%
営業総利益	3,626	3,763	-3.6%	3,541	+2.4%	7,167	6,804	+5.3%
リスク費用	-1,109	-853	+30.0%	-978	+13.4%	-2,087	-1,798	+16.1%
営業利益	2,517	2,910	-13.5%	2,563	-1.8%	5,080	5,006	+1.5%
関連会社損益	71	119	-40.3%	35	n.s.	106	273	-61.2%
その他営業外項目	112	-42	n.s.	17	n.s.	129	1,648	-92.2%
営業外損益	183	77	n.s.	52	n.s.	235	1,921	-87.8%
税引前利益	2,700	2,987	-9.6%	2,615	+3.3%	5,315	6,927	-23.3%
法人税	-771	-915	-15.7%	-821	-6.1%	-1,592	-1,843	-13.6%
少数株主帰属純利益	-166	-222	-25.2%	-210	-21.0%	-376	-365	+3.0%
株主帰属純利益	1,763	1,850	-4.7%	1,584	+11.3%	3,347	4,719	-29.1%
営業収益対コスト比率	63.4%	62.7%	+0.7 pt	64.8%	-1.4 pt	64.1%	66.0%	-1.9 pt

BNP パリバの 2013 年度第 2 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2013 年度第 2 四半期 ― コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		6,176	1,598	2,104	9,878	39	9,917
	対前年同期比	+1.5%	+2.0%	-5.7%	-0.0%	-82.1%	-1.8%
	対前四半期比	+1.3%	+2.2%	-14.5%	-2.4%	n.s.	-1.4%
営業費用および減価償却費		-3,650	-1,064	-1,405	-6,119	-172	-6,291
	対前年同期比	-1.5%	-0.5%	-0.1%	-1.0%	+13.2%	-0.7%
	対前四半期比	+1.5%	+0.9%	-11.6%	-2.0%	-37.0%	-3.4%
営業総利益		2,526	534	699	3,759	-133	3,626
	対前年同期比	+6.3%	+7.4%	-15.1%	+1.7%	n.s.	-3.6%
	対前四半期比	+1.2%	+4.9%	-19.7%	-3.0%	-60.4%	+2.4%
リスク費用		-907	-14	-206	-1,127	18	-1,109
	対前年同期比	+8.9%	n.s.	n.s.	+31.8%	n.s.	+30.0%
	対前四半期比	+1.3%	+100.0%	n.s.	+14.8%	n.s.	+13.4%
営業利益		1,619	520	493	2,632	-115	2,517
	対前年同期比	+4.9%	+5.3%	-38.7%	-7.4%	n.s.	-13.5%
	対前四半期比	+1.1%	+3.6%	-37.7%	-9.1%	-65.4%	-1.8%
関連会社損益		54	36	3	93	-22	71
その他営業外項目		109	8	1	118	-6	112
税引前利益		1,782	564	497	2,843	-143	2,700
	対前年同期比	+11.7%	+6.4%	-38.7%	-3.2%	n.s.	-9.6%
	対前四半期比	+7.6%	+4.3%	-38.3%	-5.3%	-63.1%	+3.3%

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		6,176	1,598	2,104	9,878	39	9,917
	前年同期	6,084	1,566	2,230	9,880	218	10,098
	前四半期	6,094	1,563	2,461	10,118	-63	10,055
営業費用および減価償却費		-3,650	-1,064	-1,405	-6,119	-172	-6,291
	前年同期	-3,707	-1,069	-1,407	-6,183	-152	-6,335
	前四半期	-3,597	-1,054	-1,590	-6,241	-273	-6,514
営業総利益		2,526	534	699	3,759	-133	3,626
	前年同期	2,377	497	823	3,697	66	3,763
	前四半期	2,497	509	871	3,877	-336	3,541
リスク費用		-907	-14	-206	-1,127	18	-1,109
	前年同期	-833	-3	-19	-855	2	-853
	前四半期	-895	-7	-80	-982	4	-978
営業利益		1,619	520	493	2,632	-115	2,517
	前年同期	1,544	494	804	2,842	68	2,910
	前四半期	1,602	502	791	2,895	-332	2,563
関連会社損益		54	36	3	93	-22	71
	前年同期	47	35	6	88	31	119
	前四半期	50	35	15	100	-65	35
その他営業外項目		109	8	1	118	-6	112
	前年同期	4	1	1	6	-48	-42
	前四半期	4	4	0	8	9	17
税引前利益		1,782	564	497	2,843	-143	2,700
	前年同期	1,595	530	811	2,936	51	2,987
	前四半期	1,656	541	806	3,003	-388	2,615
法人税							-771
少数株主帰属純利益							-166
株主帰属純利益							1,763

2013 年度上半期 ― コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		12,270	3,161	4,565	19,996	-24	19,972
	対前年同期比	+0.6%	+2.4%	-14.7%	-3.1%	-96.3%	-0.1%
営業費用および減価償却費		-7,247	-2,118	-2,995	-12,360	-445	-12,805
	対前年同期比	-2.4%	+0.1%	-9.5%	-3.8%	+34.0%	-2.8%
営業総利益		5,023	1,043	1,570	7,636	-469	7,167
	対前年同期比	+5.2%	+7.3%	-23.2%	-2.0%	-52.4%	+5.3%
リスク費用		-1,802	-21	-286	-2,109	22	-2,087
	対前年同期比	+8.6%	+50.0%	n.s.	+19.1%	n.s.	+16.1%
営業利益		3,221	1,022	1,284	5,527	-447	5,080
	対前年同期比	+3.4%	+6.7%	-34.0%	-8.2%	-55.8%	+1.5%
関連会社損益		104	71	18	193	-87	106
その他営業外項目		113	12	1	126	3	129
税引前利益		3,438	1,105	1,303	5,846	-531	5,315
	対前年同期比	+6.6%	+9.4%	-33.8%	-5.8%	n.s.	-23.3%
法人税							-1,592
少数株主帰属純利益							-376
株主帰属純利益							3,347

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
グループ事業						
営業収益	9,917	10,055	9,395	9,693	10,098	9,886
営業費用および減価償却費	-6,291	-6,514	-6,801	-6,562	-6,335	-6,845
営業総利益	3,626	3,541	2,594	3,131	3,763	3,041
リスク費用	-1,109	-978	-1,199	-944	-853	-945
営業利益	2,517	2,563	1,395	2,187	2,910	2,096
関連会社損益	71	35	128	88	119	154
その他営業外項目	112	17	-377	31	-42	1,690
税引前利益	2,700	2,615	1,146	2,306	2,987	3,940
法人税	-771	-821	-481	-737	-915	-928
少数株主帰属純利益	-166	-210	-146	-243	-222	-143
株主帰属純利益	1,763	1,584	519	1,326	1,850	2,869
営業収益対コスト比率	63.4%	64.8%	72.4%	67.7%	62.7%	69.2%

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く						
営業収益	6,247	6,200	6,154	6,212	6,246	6,248
営業費用および減価償却費	-3,710	-3,653	-3,865	-3,801	-3,763	-3,772
営業総利益	2,537	2,547	2,289	2,411	2,483	2,476
リスク費用	-908	-897	-1,024	-822	-832	-827
営業利益	1,629	1,650	1,265	1,589	1,651	1,649
営業外損益	163	54	103	76	51	60
税引前利益	1,792	1,704	1,368	1,665	1,702	1,709
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-55	-57	-51	-48	-53	-56
リテールバンキング税引前利益	1,737	1,647	1,317	1,617	1,649	1,653
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	6,176	6,094	6,160	6,162	6,084	6,115
営業費用および減価償却費	-3,650	-3,597	-3,807	-3,746	-3,707	-3,718
営業総利益	2,526	2,497	2,353	2,416	2,377	2,397
リスク費用	-907	-895	-1,025	-820	-833	-827
営業利益	1,619	1,602	1,328	1,596	1,544	1,570
営業外損益	163	54	102	76	51	60
税引前利益	1,782	1,656	1,430	1,672	1,595	1,630
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く						
営業収益	3,973	3,989	3,845	3,901	3,961	4,023
営業費用および減価償却費	-2,477	-2,433	-2,593	-2,532	-2,494	-2,468
営業総利益	1,496	1,556	1,252	1,369	1,467	1,555
リスク費用	-465	-423	-470	-358	-381	-364
営業利益	1,031	1,133	782	1,011	1,086	1,191
関連会社損益	14	12	8	11	10	11
その他営業外損益	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	1,043	1,146	785	1,023	1,096	1,205
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-55	-57	-51	-48	-53	-56
国内市場税引前利益	988	1,089	734	975	1,043	1,149
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	3,902	3,883	3,851	3,851	3,799	3,890
営業費用および減価償却費	-2,417	-2,377	-2,535	-2,477	-2,438	-2,414
営業総利益	1,485	1,506	1,316	1,374	1,361	1,476
リスク費用	-464	-421	-471	-356	-382	-364
営業利益	1,021	1,085	845	1,018	979	1,112
関連会社損益	14	12	7	11	10	11
その他営業外損益	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	1,033	1,098	847	1,030	989	1,126
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	1,787	1,785	1,757	1,767	1,716	1,790
うち受取利息純額	1,087	1,085	1,065	1,063	1,020	1,071
うち手数料	700	700	692	704	696	719
営業費用および減価償却費	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	700	704	587	609	608	689
リスク費用	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	612	624	507	543	523	605
営業外損益	1	2	2	1	1	0
税引前利益	613	626	509	544	524	605
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	581	591	480	515	494	572
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CEL の影響を除く						
営業収益	1,742	1,776	1,644	1,712	1,770	1,813
うち受取利息純額	1,042	1,076	952	1,008	1,074	1,094
うち手数料	700	700	692	704	696	719
営業費用および減価償却費	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	655	695	474	554	662	712
リスク費用	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	567	615	394	488	577	628
営業外損益	1	2	2	1	1	0
税引前利益	568	617	396	489	578	628
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	536	582	367	460	548	595
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	1,725	1,721	1,700	1,709	1,658	1,730
営業費用および減価償却費	-1,057	-1,053	-1,141	-1,130	-1,079	-1,074
営業総利益	668	668	559	579	579	656
リスク費用	-88	-79	-80	-65	-86	-84
営業利益	580	589	479	514	493	572
営業外損益	1	2	1	1	1	0
税引前利益	581	591	480	515	494	572
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
BNL バンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	816	823	834	810	813	816
営業費用および減価償却費	-441	-438	-485	-440	-448	-445
営業総利益	375	385	349	370	365	371
リスク費用	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	80	89	66	141	135	152
営業外損益	0	0	1	0	0	0
税引前利益	80	89	67	141	135	152
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-5	-5	-3	-3	-7	-5
BNL bc 税引前利益	75	84	64	138	128	147
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
BNL バンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	804	811	824	800	801	805
営業費用および減価償却費	-434	-431	-478	-433	-443	-439
営業総利益	370	380	346	367	358	366
リスク費用	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	75	84	63	138	128	147
営業外損益	0	0	1	0	0	0
税引前利益	75	84	64	138	128	147
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	844	838	817	833	837	841
営業費用および減価償却費	-621	-598	-613	-612	-621	-604
営業総利益	223	240	204	221	216	237
リスク費用	-43	-21	-51	-28	-41	-37
営業利益	180	219	153	193	175	200
関連会社損益	1	1	4	4	4	5
その他営業外損益	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	178	221	152	198	181	208
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-17	-16	-18	-15	-16	-17
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	161	205	134	183	165	191
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	804	802	780	798	801	804
営業費用および減価償却費	-599	-579	-593	-593	-601	-584
営業総利益	205	223	187	205	200	220
リスク費用	-42	-20	-52	-27	-41	-37
営業利益	163	203	135	178	159	183
関連会社損益	1	1	4	4	4	5
その他営業外損益	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	161	205	134	183	165	191
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
パーソナル・ファイナンス						
営業収益	1,235	1,178	1,267	1,240	1,244	1,231
営業費用および減価償却費	-557	-547	-571	-589	-595	-645
営業総利益	678	631	696	651	649	586
リスク費用	-378	-377	-432	-364	-374	-327
営業利益	300	254	264	287	275	259
関連会社損益	12	17	18	21	24	24
その他営業外損益	0	1	67	24	4	0
税引前利益	312	272	349	332	303	283
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.8	4.8	5.0	5.0	5.0	5.1

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
欧州・地中海沿岸諸国						
営業収益	482	474	481	454	448	413
営業費用および減価償却費	-330	-327	-345	-323	-333	-318
営業総利益	152	147	136	131	115	95
リスク費用	-53	-71	-89	-66	-45	-90
営業利益	99	76	47	65	70	5
関連会社損益	28	21	17	15	13	20
その他営業外損益	110	-1	1	1	-1	1
税引前利益	237	96	65	81	82	26
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
バンクウエスト						
営業収益	557	559	561	617	593	581
営業費用および減価償却費	-346	-346	-356	-357	-341	-341
営業総利益	211	213	205	260	252	240
リスク費用	-12	-26	-33	-34	-32	-46
営業利益	199	187	172	226	220	194
営業外損益	1	3	-3	3	1	1
税引前利益	200	190	169	229	221	195
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
インベストメント・ソリューションズ						
営業収益	1,598	1,563	1,601	1,516	1,566	1,521
営業費用および減価償却費	-1,064	-1,054	-1,136	-1,077	-1,069	-1,046
営業総利益	534	509	465	439	497	475
リスク費用	-14	-7	64	4	-3	-11
営業利益	520	502	529	443	494	464
関連会社損益	36	35	51	41	35	9
その他営業外損益	8	4	1	14	1	7
税引前利益	564	541	581	498	530	480
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.3	8.3	8.1	8.0	7.9	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
富裕層向け資産運用						
営業収益	702	702	738	682	710	706
営業費用および減価償却費	-514	-509	-561	-523	-529	-522
営業総利益	188	193	177	159	181	184
リスク費用	-14	-3	54	3	1	-6
営業利益	174	190	231	162	182	178
関連会社損益	8	7	7	6	12	7
その他営業外損益	6	0	0	10	1	5
税引前利益	188	197	238	178	195	190
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
保険						
営業収益	510	538	525	495	475	475
営業費用および減価償却費	-255	-257	-274	-253	-241	-234
営業総利益	255	281	251	242	234	241
リスク費用	0	-4	2	1	-4	-5
営業利益	255	277	253	243	230	236
関連会社損益	29	28	41	35	23	1
その他営業外損益	2	4	0	-2	1	1
税引前利益	286	309	294	276	254	238
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.0	6.0	5.7	5.6	5.6	5.5
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
証券管理						
営業収益	386	323	338	339	381	340
営業費用および減価償却費	-295	-288	-301	-301	-299	-290
営業総利益	91	35	37	38	82	50
リスク費用	0	0	8	0	0	0
営業利益	91	35	45	38	82	50
営業外損益	-1	0	4	6	-1	2
税引前利益	90	35	49	44	81	52
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
コーポレートバンキング・投資銀行						
営業収益	2,104	2,461	1,983	2,381	2,230	3,121
営業費用および減価償却費	-1,405	-1,590	-1,525	-1,476	-1,407	-1,901
営業総利益	699	871	458	905	823	1,220
リスク費用	-206	-80	-206	-190	-19	-78
営業利益	493	791	252	715	804	1,142
関連会社損益	3	15	4	15	6	14
その他営業外損益	1	0	1	-7	1	2
税引前利益	497	806	257	723	811	1,158
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	14.8	14.6	16.3	16.7	17.2	18.1
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
アドバイザーおよびキャピタル・マーケット						
営業収益	1,257	1,682	1,150	1,576	1,207	2,249
営業費用および減価償却費	-946	-1,179	-1,083	-1,068	-962	-1,474
営業総利益	311	503	67	508	245	775
リスク費用	-83	-14	13	-17	-94	37
営業利益	228	489	80	491	151	812
関連会社損益	-2	9	-1	2	2	9
その他営業外損益	1	0	-2	-7	1	2
税引前利益	227	498	77	486	154	823
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.3	7.0	7.9	8.1	8.3	8.8
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
コーポレートバンキング						
営業収益	847	779	833	805	1,023	872
営業費用および減価償却費	-459	-411	-442	-408	-445	-427
営業総利益	388	368	391	397	578	445
リスク費用	-123	-66	-219	-173	75	-115
営業利益	265	302	172	224	653	330
営業外損益	5	6	8	13	4	5
税引前利益	270	308	180	237	657	335
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.6	7.6	8.4	8.6	8.9	9.3
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
コーポレート・センター（クレピエールを含む）						
営業収益	39	-63	-349	-366	218	-871
営業費用および減価償却費	-172	-273	-333	-263	-152	-180
うち事業再編および変革費用	-74	-155	-174	-66	-104	-65
営業総利益	-133	-336	-682	-629	66	-1,051
リスク費用	18	4	-32	62	2	-29
営業利益	-115	-332	-714	-567	68	-1,080
関連会社損益	-22	-65	31	-15	31	76
その他営業外損益	-6	9	-439	-5	-48	1,676
税引前利益	-143	-388	-1,122	-587	51	672

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング (IRB) 事業およびパーソナル・ファイナンス (PF) からなる。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス (フランス国内のリテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドで事業を行っているベルギー国内のリテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドで事業を行っているルクセンブルク国内のリテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワーク、ならびに3つの専門業務、すなわちアルバル (マルチブランドの包括的サービスの車両リース)、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション (設備融資から車両管理サービスまでのリースおよびレンタル・ソリューション) ならびにビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業) からなる。さらに、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・ユニットと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の大規模な基盤を提供し、リテール顧客および法人顧客の両方をサポートし、国内経済の資金の供給源となり、先進的なリテール・バンキング事業を構築することにより、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって戦略的役割を果たしている。5つの横断的部門 (事業開発部門、IT 部門、業務部門、人事部門およびコミュニケーションズ部門) は、それぞれの専門知識を事業部門に提供している。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合することで、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な付加価値の高い商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、極めて相補的な専門知識を有する以下の5つの事業部門により構成されている。

- ・保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
- ・証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービズ
- ・プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・不動産事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイス、英国およびドイツを含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。インベストメント・ソリューションズ事業は、また、アジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北米での事業の拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって最高の欧州所在のビジネス・パートナーである。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業収益	39,072	42,384	43,880	40,191	27,376

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業総利益	12,522	16,268	17,363	16,851	8,976

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ）	6,553	6,050	7,843	5,832	3,021

(単位：％)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
株主資本利益率(注1)	8.9	8.8	12.3	10.8	6.6

(単位：十億ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
時価総額 (12月31日現在)	53.4	36.7	57.1	66.2	27.6

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ）（ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。）を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本（配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。）で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	5.16	4.82	6.33	5.20	2.99
1株当たり純資産 (注2)(注5)	60.80	58.25	55.48	50.93	47.31
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.20	2.10	1.50	0.97
配当率(%) (注3)	29.7	25.1	33.4	32.3	33.0
株価					
最高値(注4)(注5)	44.83	59.93	60.38	58.58	73.29
最低値(注4)(注5)	24.54	22.72	40.81	20.08	27.70
年度末(注5)	42.61	30.35	47.61	55.90	29.40
CAC 40インデックス (12月31日現在)	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33	3,217.97

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

- (注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。
- (注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。
- (注4) 取引中に記録された数値を示している。
- (注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている（調整係数＝0.971895）。

2013年第1四半期の業績等

(単位：百万ユーロ)

	2013年度 第1四半期
営業収益	10,055
営業費用および減価償却費	-6,514
営業総利益	3,541
リスク費用	-978
営業利益	2,563
関連会社投資損益	35
その他の営業外項目	17
営業外損益	52
税引前当期純利益	2,615
法人所得税	-821
少数株主帰属純利益	-210
株主帰属純利益	1,584
コスト／インカム率	64.8%

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528	1,824,192,214
発行済株式数	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764	912,096,107
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	30,015	31,033	28,426	33,104	48,642
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,349	7,366	7,193	7,581	3,400
法人税費用	(1,273)	300	(118)	(540)	1,201
税金、減価償却費および減損控除後利益	5,812	3,466	3,465	4,009	715
総配当支払額	1,863	1,449	2,518	1,778	912
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	4.09	6.35	5.90	5.94	5.04
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.68	2.87	2.89	3.38	0.78
1株当たり配当金	1.50	1.20	2.10	1.50	1.00
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	48,896	49,784	49,671	46,801	47,443
給与合計（百万ユーロ）	3,915	3,829	3,977	3,812	3,112
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,488	1,212	1,141	1,750	1,053